

## やってはいけないこと！

- ◆ 何も手立てをしないこと
- ◆ 財産を判断能力がない子の名義にすること  
(本人に判断能力がないと、手続ができない)

子の将来に備えて、3つの制度を組み合わせて使うこともできます！



### 【参考】

2020年7月10日から、自筆証書遺言書を法務局で保管してくれる制度が始まりました。遺言書の紛失・変造・破棄・隠匿などが避けられます。また、保管前に遺言書の様式の不備を確認してくれるので、形式的に無効になるリスクが軽減されます。費用は1件3,900円です。様式や保管後の注意点などがあります。事前に法務局に問い合わせてください。

### まず、自分で調べてみましょう！

「自分のために みんなの安心 成年後見制度」法務省  
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

日本支援センター（法テラス）リーフレット 成年後見 Q&A  
<https://www.houterasu.or.jp/>

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
<https://www.legal-support.or.jp/>

各市町村の社会福祉協議会等に相談するのも、よいでしょう。

■ (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 西日本支部 消費者教育研究会

■ 監修 司法書士 樋口 聡

# 私がいなくなったら、この子はどうなるの？ 家族信託ってなあに？



息子は、簡単な買い物はできるけど、財産管理は全くできません。今住んでいる家や預貯金を息子に残すためには、どうしたらいいのでしょうか？



ずっと息子の名義で貯金をしています。この前、定期預金を引き出そうとしたら、息子を連れてこないで、預金が下せないといわれました。どうして？



息子は、外食や旅行が大好き。月1回の外食と年1回の旅行を親子で楽しんできました。私に、もし万一のことがあっても、息子には今と同じように、生活に楽しみを持たせてあげたいと思っています。

### あなたが元気なうちに考えておきましょう！

将来、子が不自由な生活をしないよう（生活に困ることがないよう）に、預貯金や不動産を子の名義で残しても、子は使うことも管理することもできません。

子が未成年の間は、親に親権があるので、代理で子のために使うことができます。しかし、成人すると、障がいがあっても、子の契約は本人しかできません。

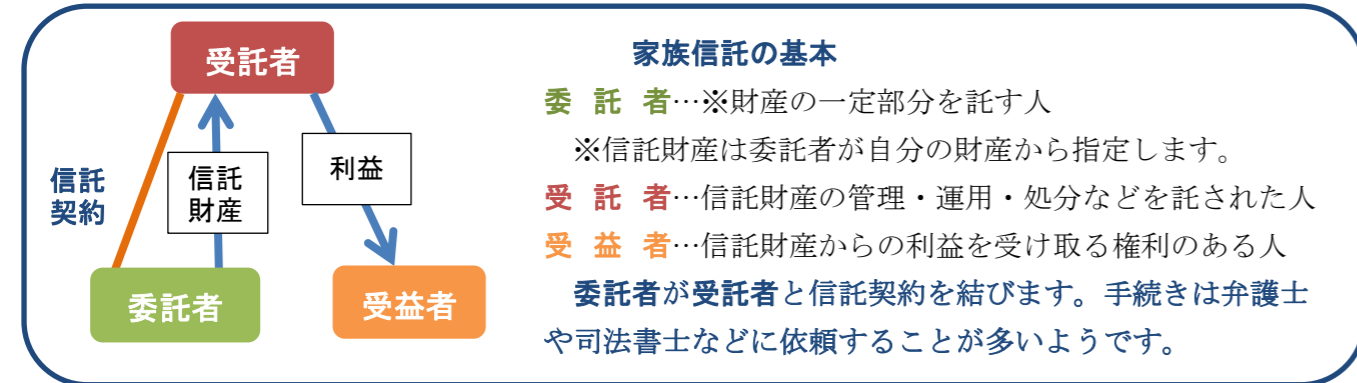
親亡き後も、子が今と同じような生活を送れるよう、早くから考えておく必要があります。

何もしないでいいの？  
利用できる制度があるよ！



## 家族信託（民事信託）

家族信託は、財産を信頼できる家族などに託して、自分の代わりに管理や運用、場合によっては処分をしてもらう信託契約です。自分で財産を管理できなくなっても、指定した財産をどのように活用するか決めておくことができます。

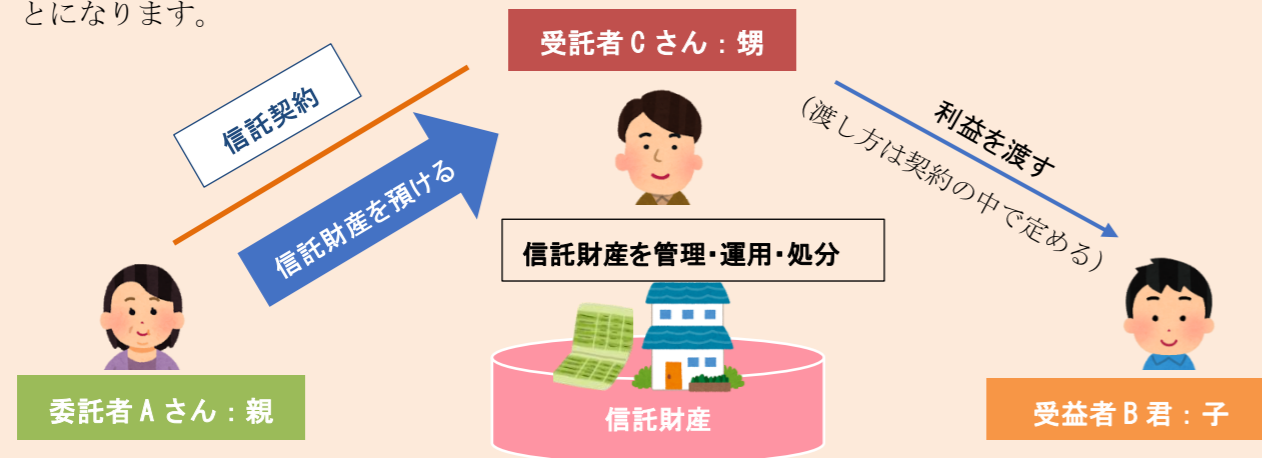


### Aさんの場合

Aさんは、知的障がいのある息子B君と2人で暮らしています。Aさんが亡くなった後は、Aさんの甥のCさんが、B君の生活の支援をしてくれると言ってくれています。

そこでAさんはB君のために、自分の死亡と同時に自宅と預金の一部を信託財産として、甥のCさんが管理・運用・処分を開始する信託契約を結ぶことにしました。

この場合、委託者はAさん、受益者はB君、受託者は甥のCさんになります。Aさんが死亡すると、信託財産は受益者B君のために受託者Cさんによって管理・運用・処分されることになります。



### 注意点

- ◆ 専門家（弁護士や司法書士など）に相談する前に、どのような管理・運用・処分を思いを達成するのか（信託の目的）を明確にしておくことが大切です。また、どの財産をどのように活用するか、具体的に考えておきましょう。
- ◆ 受託者は一度引き受けると、基本的に途中で辞退できません。契約前に、委託者と受託者とよく話し合うことが大切です。なお、受託者の辞退など終了要件を信託契約に定めることができます。
- ◆ 契約関係人（専門家など）への報酬、目的を達成するための必要経費、また、誰にどのような税金がかかるかについても注意が必要です。

## 法定後見制度

後見が開始すると、後見人が子の財産を管理します。子の後見人は家庭裁判所が選任します。親が申し立てをしても、候補者にあげた家族や親族が必ず選ばれるわけではありません。弁護士や司法書士が選ばれる場合もあります。

子に後見人がつくと、子に対してヘルパーや福祉制度利用の手続きなどをしてもらえます。

後見人は子の財産管理も行います。子の財産はできる限り減らさないように管理され、管理を家庭裁判所が監視します。



### 注意点

- ◆ いったん申し立てをして家庭裁判所が後見を認めると、家庭裁判所が認めた場合にしか後見を取り消すことができません。
- ◆ 親が亡くなると、子のために後見人が選任されます。親が子を思って残した財産でも、子の所有になれば、後見人が管理します。
- ◆ 子が亡くなったあと、その遺産は子の相続人に引き継がれます。相続人が誰もいなければ、各種の手続きを経て最終的には国庫金（日本政府の資金）に入ることとなります。



## 遺言

遺言も、「親の思い」と「財産」を残すことができる方法のひとつです。中でも、自筆証書遺言は法律の定める方式に従って作成する必要がありますが、費用をかけず自身で作成できます。

自筆証書遺言は、作成後も状況に応じて変更がいつでもできます。また、自筆証書遺言の法務局での保管制度も2020年から始まりました。

### 注意点

- ◆ 定められた形式の遺言でない場合、無効になることがあります。
- ◆ 開封前に、裁判所で検認を受ける必要があります。
- ◆ 遺言書の存在を伝えておかないと、発見されず相続が完了してしまうこともあります。
- ◆ 効力は、親の死後発生します。
- ◆ 親が認知症になった場合、親の財産も子の財産も管理できなくなり、遺言の訂正や撤回ができなくなります。

